

平成28年度予算編成方針

本市の経済は、緩やかに回復しているものの、非製造業を中心に業況判断は幾分悪化している状況にある。また、中国をはじめとするアジア新興国等の景気が下振れし、わが国の景気が影響を受けることが懸念されている。

また、本市の財政状況を見通すと、市税や地方交付税等の一般財源が限られた中、高齢化の進展等による福祉・医療関係経費の伸びに加え、老朽化した公共施設の改修・更新経費の増加が見込まれるなど、本市の財政を取り巻く環境は楽観視できない状況にある。

そこで、平成28年度予算においては、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく政策等を強力に推進することで、本市の魅力を飛躍的に高め、地方創生の「成功モデル都市」を目指すとともに、「北九州市行財政改革大綱」を踏まえ、もう一度原点に立ち戻り、事業の「選択と集中」や経営改善に取り組み、持続可能で安定的な財政運営を行っていく。

また、国においては、「地方創生の深化のための新型交付金」の創設等に取り組むこととされており、その動向を注視するとともに、本市の予算編成においても適切な対応を図る必要がある。

以上のことを踏まえ、予算編成にあたっては、特に、次の事項に留意すること。

1 平成28年度予算において重点的に取り組むべき4つの柱

平成28年度予算編成は、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく政策を特に推進していくこととし、次の4つの柱を重点項目として取り組むこととする。

(1) 本市の強みを活かし、魅力を創り出すまちの実現

本市の強みを更に活かしていくためにも、「北九州市新成長戦略」を着実かつスピード感を持って強力に推進し、地域経済の活性化、新たな雇用の創出、市民所得の向上に向けた取り組み等を強化すること。

また、あるあるCityなどのポップカルチャー（漫画・アニメなど）、高く評価されているフィルム・コミッション、本市にゆかりの深い多数の著名な作家、世界遺産など、数多くの誇れる地域資源を活かした取り組み等を更に推進することで、新たな都市ブランドの形成を図るとともに、本市への愛着や誇りを持ち、街づくりへ関わりたいというシビックプライドの醸成につなげていくこと。

(2) 健康で生き生きと暮らすまちの実現

市民や企業が安心して、生活し、活動できるためには、誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくりを進めるとともに、防災や防犯など、災害に強いまちづくりの推進にも取り組んでいく必要がある。

そこで、「第四次北九州市高齢者支援計画」や「北九州市障害者支援計画」などに基づき、福祉・医療に関する施策の充実を図るとともに、「北九州市安心・安全条例」に基づき、防犯対策や防災対策を積極的に推進していくこと。

(3) 安心して子どもを産み育てるまちの実現

本市の次代を担う子どもたちは、本市の未来そのものであり、安心して子どもを産み、しっかりと育てることのできる環境を整備することは、本市の重要な責務である。

そこで、「元気発進！子どもプラン」や「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」などに基づく施策を積極的に推進し、子育て・教育環境の充実を図ること。

(4) 女性・若者等を惹きつけるまちの実現

本市に、新しい人の流れをつくり、活気あふれるまちにしていくためには、女性・若者の定着に向けた取り組みを推進するとともに、アクティブシニアが活躍できる環境整備にも努めていかなければならない。

そこで、女性の活躍推進、若者の地元就職促進、北九州市版 CCRC 等による定住・移住の促進などの取り組みを積極的に推進していくこと。

2 持続可能で安定的な財政の確立と維持について

行政の効率化・簡素化の徹底に努め、収支均衡の財政運営を維持していくことが極めて重要となることから「北九州市行財政改革大綱」で掲げた4つの改革の柱に基づく見直しに引き続き取り組むことはもちろんのこと、もう一度原点に立ち戻って、更なる「事務事業の見直し」や「選択と集中」、様々な財源の確保などの経営改善に積極的に取り組むこと。

以上を踏まえ、平成28年度予算編成は、下記により行うこととする。

記

1 歳入に関する事項

歳入の見積りについては、経済動向や国の制度改正等を十分に見極めつつ、過年度の実績や客観的資料等に基づき的確に行うこととし、特に次の諸点に留意すること。

(1) 市税

市税収入については、課税客体、課税標準の的確な把握など、適正な課税に留意し、的確に見積もること。

(2) 地方交付税等

地方交付税及び臨時財政対策債については、国の地方財政計画等を踏まえ、的確に見積もること。

(3) 使用料、手数料その他の税外収入

使用料、手数料その他の税外収入については、受益者負担の原則を踏まえつつ、当該事業に要する経費、他の地方公共団体の動向等を参考に検証し、必要に応じて見直すこととするが、市民生活に及ぼす影響や財政上の影響等を十分考慮すること。

なお、当該使用料等の減免措置についても同様の取扱いとすること。

(4) 財産収入

公共利用の予定のない未利用地については、積極的に売却することとし、その他の未利用資産についても、貸付等の有効利用を図ること。

(5) 国県支出金

国県支出金については、新年度予算の編成状況を見極めた上で、適切に見積もり、最大限活用できるよう工夫すること。

国庫補助負担事業において超過負担が存在する場合には、国に要望するなどその解消に努めるとともに、福岡県が単独事業として県下市町村に助成している事業のうち、政令市のみ助成対象外となっているものや助成率に格差があるものについても、その是正に努めること。

(6) 市債

市債については、その償還が後年度の市民負担になることに留意し、平成28年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して適切に見積もること。この場合には、極力有利な資金の確保に努めること。

なお、市債の見積りについては、財政局財政課（財源調整係）と事前に十分協議すること。

(7) 広告収入その他の収入

広告収入については、印刷物のほか、庁舎等市所有の資産において、その目的を阻害しない範囲内で広告を掲載し、その確保に努めること。また、ネーミングライツの導入に積極的に取り組むこと。

また、外郭団体等に対する出資金等の返還や企業会計の貸付金の繰上償還、特別会計の剰余金の活用については、当該外郭団体等または特別会計の経営状況を踏まえ、取り組むこと。

2 歳出に関する事項

歳出については、「元気発進！北九州」プランに掲げる政策を着実に推進するとともに、「北九州市行財政改革大綱」で掲げた4つの改革の柱等を踏まえた経営改善の取組みを着実に実行するほか、現下の諸課題に的確に対応するものとし、次の諸点に留意すること。

(1) 重点戦略経費及び臨時等経費（行政経費）

「元気発進！北九州」プランに掲げる7つの分野別施策、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に係る施策及び「北九州市新成長戦略」に係る事業など、政策性の高い事業については、費用対効果を十分検証した上で予算要求すること。

「重点戦略経費」及び「臨時等経費」における行政経費の要求にあたっては、原則としてベースとなる前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映したもの）の1.3倍の範囲内（一般財源ベース）とする。

(2) 義務的経費

人件費、公債費及び扶助費の義務的経費については、その見積りが過大にならないよう、的確に行うこと。

なお、人件費については、組織・機構の改善、事務処理の能率化及び民間委託等の推進により、引き続き職員数の抑制に努めること。

(3) 投資的経費

今後、老朽化した公共施設や道路・橋りょう等のインフラの更新などに対応することが必要となるため、「北九州市行財政改革大綱」における「公共施設のマネジメント方針」を踏まえるとともに、今後策定される公共施設マネジメントにおける施設分野別実行計画等も見据え、財政負担の平準化を図りつつ計画的かつ適切な整備に取り組まなければならない。このため、公共施設やインフラの老朽化に伴う更新や大規模改修に重点化を図っていくこと。

平成 28 年度当初予算の投資的経費については、国の予算編成の動向を勘案して、適切な対応を図りつつ、子育て、教育、身近な生活道路・公園など「市民生活密着型公共事業」や環境に配慮した「グリーン公共事業」については、引き続き推進するとともに、地元企業への優先発注についても取り組むこと。また、昨今の公共事業に係る労務単価や資材費の動向に留意のうえ、適切に経費を見積ること。

なお、投資的経費は市債の発行を伴い、その償還である公債費は、今後とも高い水準で推移することが見込まれことから、可能な限り「選択と集中」を図っていく必要がある。このため、平成 28 年度は、投資的経費のうち特別経費（「重点戦略経費」及び「臨時等経費」）の要求総額は、原則としてベースとなる前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映したもの）の 1.3 倍の範囲内（事業費ベース）、裁量的経費の要求総額は、前年度当初予算比（事業費ベース）10%の削減を行うこととする。

なお、国の経済対策は、通常より手厚い財源措置が期待できることから、国の補正予算を活用した継続事業の前倒しについては、積極的に対応する（新規事業については、事前協議を経た上で対応を決定する）。

(4) 裁量的経費（行政経費）

行政経費のうち裁量的経費については、これまでの削減状況を勘案し削減率を緩和するとともに、裁量的経費の一般財源が比較的少額の局室については配慮する。

全体として、一般財源ベースで対前年度予算比 3.1%程度の削減とする。

各局室は、「北九州市行財政改革大綱」における「持続的な仕事の見直し」で掲げた見直しの視点や行政評価等を踏まえ、配分された財源の範囲内で事業の選択と集中を図り、自主的・主体的に予算編成を行うこと。

なお、イベント関連経費については、類似のイベントの有無や開催時期の重複等について関係局室間で十分調整・連携するとともに、費用対効果や必要性を十分検証した上で予算要求をすること。

3 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計・企業会計については、これまでも各会計の健全化を図るため、経営改善について、様々な検討を行ってきたところであり、今後とも会計の実態に即した検証を行いながら、経営改善に努めること。

なお、予算編成に当たっては、特に次の諸点に留意すること。

(1) 経営健全化

特別会計・企業会計については、当該事業収入でその経費を賄えるよう、経営の健全化に努めること。

(2) 料金

国民健康保険料、介護保険料等の料金の取扱いについては、前記「1(3) 使用料、手数料その他の税外収入」に準ずることとし、その見積りを的確に行うこと。

(3) 一般会計との負担区分

一般会計と特別会計・企業会計間の負担区分の在り方については、当該会計の経営状況等を勘案しつつ検討する。

4 その他

(1) 行政評価の活用

予算編成にあたっては、「元気発進！北九州」プランの目標及び平成26年度決算時の行政評価等を踏まえ、当該年度の目標（市民から見てわかりやすい客観的数値目標）を設定し、その実現方策について十分検討すること。

また、PDCAサイクルに基づく「行政評価」結果を踏まえ、事業の「選択と集中」を図るとともに、市民や議会に対して説明責任を果たさなければならないことにも十分留意すること。

(2) 予算編成過程の公開

予算編成における透明性の確保及び市民の参画を図るため、予算要求状況を公開するものであること。